



資料編

資料 1 基本計画策定の経緯

年月日	会議等	内容等
2008年10月9日	環境審議会	川崎市における今後の地球温暖化対策のあり方について (諮問) ・温暖化対策特別部会の設置、部会への付議
2008年11月13日	温暖化対策特別部会	・部会長、副部会長の選出 ・審議内容、スケジュールについて など
2009年1月23日	温暖化対策特別部会	・検討すべき項目、構成イメージ及びスケジュール ・事業活動に関する地球温暖化対策について など
2009年2月19日	温暖化対策特別部会	・地球温暖化対策と、条例・行政計画 ・事業者活動に関する地球温暖化対策について など
2009年3月19日	温暖化対策特別部会	・開発行為・建築行為における地球温暖化対策 ・市による地球温暖化対策について など
2009年4月17日	温暖化対策特別部会	・条例策定の基本的考え方等について ・骨子(案)について
2009年5月15日	温暖化対策特別部会	・報告(案)について
2009年6月2日	環境審議会	(仮称)川崎市地球温暖化対策条例策定の基本的な考え方について ・部会報告、答申審議
2009年6月4日	答申	(仮称)川崎市地球温暖化対策条例策定の基本的な考え方について(第1次答申)
2009年6月17日	温暖化対策特別部会	・計画イメージ及び温室効果ガスの排出状況 ・検討スケジュールについて
2009年7月22日	温暖化対策特別部会	・改定計画イメージ等について ・施策体系イメージについて
2009年9月30日	温暖化対策特別部会	・計画の構成案について ・温室効果ガス排出量の将来予測と目標設定の論点 ・推進体制、進行管理及び重点プロジェクト ・その他の事項について
2009年11月24日	温暖化対策特別部会	・第2次報告素案について
2009年12月24日	条例公布	川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例公布
2010年1月19日	温暖化対策特別部会	・第2次報告案について
2010年2月18日	環境審議会	川崎市地球温暖化対策推進基本計画の考え方について ・部会報告、答申審議
2010年2月25日	答申	川崎市地球温暖化対策推進基本計画の考え方について (第2次答申)
2010年4月1日	条例施行	川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例施行
2010年6月21日 ～7月20日	パブリックコメント 手続き	川崎市地球温暖化対策推進基本計画(案)について

資料 2 将来推計方法

将来推計については、次のとおり行った。活動量は回帰推計などを用い、これに乗じる原単位は2008年度実績をそのまま採用としたが、活動量の推計が困難な場合などは部門独自の方式とした。部門別の将来推計の考え方は次のとおりである。

1 転換部門

市内に立地する火力発電所の所内消費が主な排出源である。市外の電力需要の影響を受けるため、関連する活動量の推定が難しい。

よって、2020年度の排出量は、2008年度の転換部門の排出量に対して、今後増加が見込まれる発電所の所内消費排出量を足し合わせた値とする。

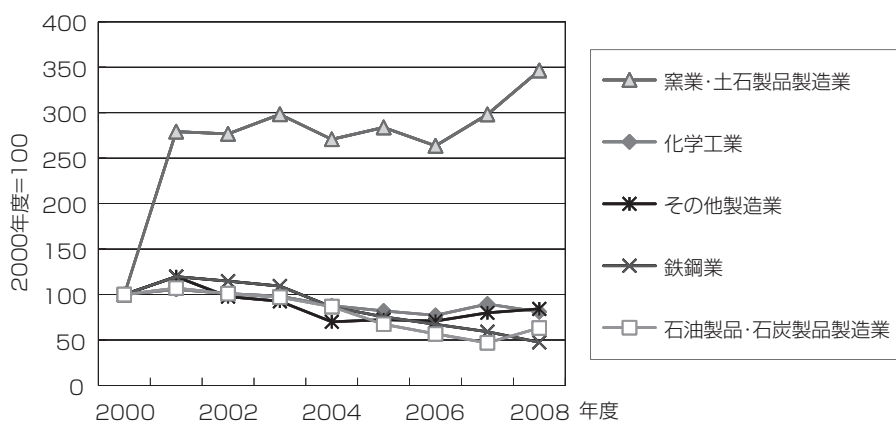
2 製造業

まず、製造業を化学工業、石油製品・石炭製品製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業及びその他製造業の5区分に分割する。区分ごとの二酸化炭素排出原単位を検討するための活動量として、製造品出荷額等及び市内総生産の2種類で評価を行った。

(1) 製造品出荷額等による分析

区分ごとの活動量としては、製造品出荷額等が考えられるため、区分ごとの排出量を製造品出荷額等で除した二酸化炭素排出原単位を推計したところ、変動がかなり大きいことが明らかとなった。

付図 2-1 製造品出荷額等のみた製造業の業種別二酸化炭素排出量原単位
(2000年度=100で指数化)

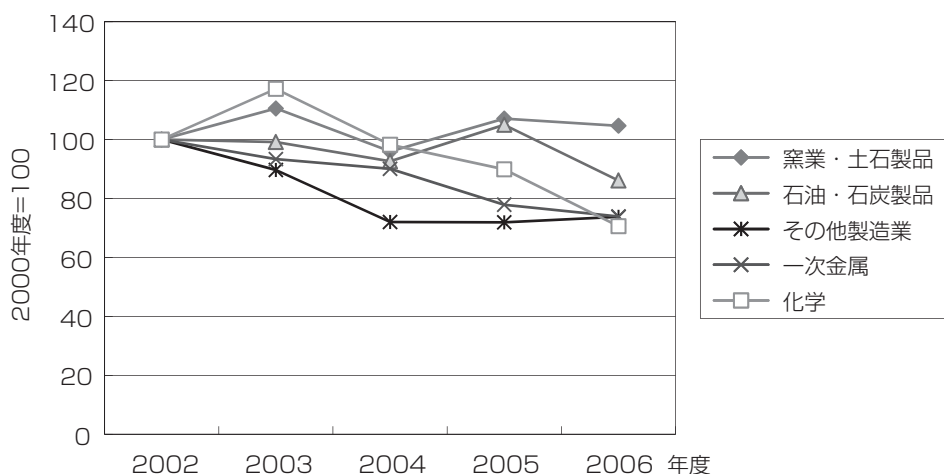


素材生産量などの適切な活動量が得られれば、業種別の原単位がこのように大きく変動することは考えにくい。製造品出荷額等は二酸化炭素排出量を説明する活動量として適切ではないと判断する。

(2) 市内総生産による分析

川崎市統計書にある経済活動別市内総生産（実質）を用いて区分ごとの二酸化炭素排出原単位を推計した。製造業の業種分類別市内総生産は、統計の制約上 2002～2006 年しか把握が出来ないため、5 断面しかデータが得られない。回帰推計を行うにはデータ数が少なく、製造品出荷額等による原単位ほどではないにせよ短期間での変動が大きいため、将来推計を行うための原単位として適切な活動量ではないと判断する。

付図 2-2 経済活動市内総生産でみた製造業の業種別二酸化炭素排出原単位
(2000 年度 = 100 で指数化)



以上、製造品出荷額等及び市内総生産のいずれも、二酸化炭素排出原単位の活動量としては適切ではないと評価された。

次いで、二酸化炭素排出原単位を推計せず、二酸化炭素排出量を直接回帰分析してその妥当性を検証した。ただし、区分ごとの排出量は 2001 年度で不連続となっているため、2002 年度以降の 7 断面のみで推計した。

分析の結果、化学工業及び窯業・土石製品製造業は有意水準 5% で回帰式は有意とされたが、将来の増減の説明が難しいことから、この手法も不適切と判断する。

以上の検討結果を踏まえ、ここでは、資源エネルギー庁の「長期エネルギー需給見通し(再計算)(案)」で示されている素材生産量の見通しの変動を採用し、対応する業種については二酸化炭素排出量自体がこの素材生産量と同じ変化率で推移するものとした。

付表 2-1 長期エネルギー需給見通し（再計算）（案）の素材生産量見通し

			実績				予測		
			1980	1990	2000	2005	2010	2020	2030
素材生産	粗鋼	万トン	10,739	11,171	10,690	11,272	12,010	11,966	11,925
	エチレン		387	597	757	755	714	706	690
	セメント		8,588	8,685	8,237	7,393	6,866	6,699	6,580
	紙・板紙		1,753	2,854	3,174	3,107	3,203	3,244	3,190

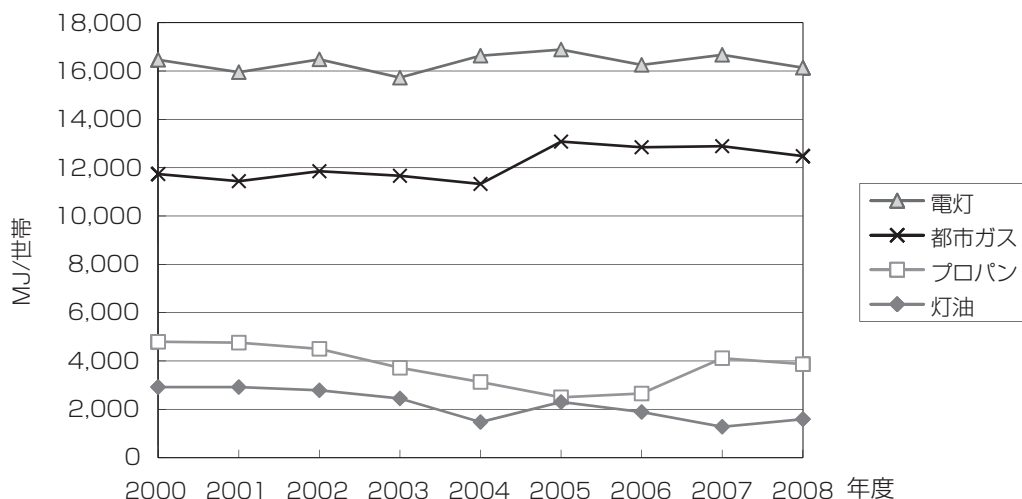
区分ごとの対応は次の通り。

- 化学工業：長期エネルギー需給見通しのエチレン生産量の変化率を採用
石油製品・石炭製品製造業：対応業種がないため、排出量そのものを一定とした
窯業・土石製品製造業：長期エネルギー需給見通しのセメント生産量の変化率を採用
鉄鋼業：長期エネルギー需給見通しの粗鋼生産量の変化率を採用
その他製造業：対応業種がないため、排出量そのものを一定と仮定した。

3 家庭

民生部門（家庭系）の二酸化炭素排出量は、世帯数×世帯当たりエネルギー消費量×排出係数に分解される。活動量に該当する世帯数については市の将来見通しを採用する。世帯当たりエネルギー消費量の実績は、灯油、プロパン、電力、都市ガスの種類別に以下のとおりである。

付図 2-3 世帯当たりエネルギー消費量の推移



これら世帯当たりエネルギー消費量について、2000年度以降について回帰推計を行ったところ、電灯とプロパンは有意水準5%で回帰式が棄却されたが、灯油と都市ガスは有意水準5%で回帰式が有意であるとの結果が得られた。

しかし、灯油は、急な右肩下がりの直線になっており、この回帰式を適用して2020年度の世帯当たりエネルギー消費量を求めると負の値になってしまう。これは、回帰式の推計に使う期間に比べ、

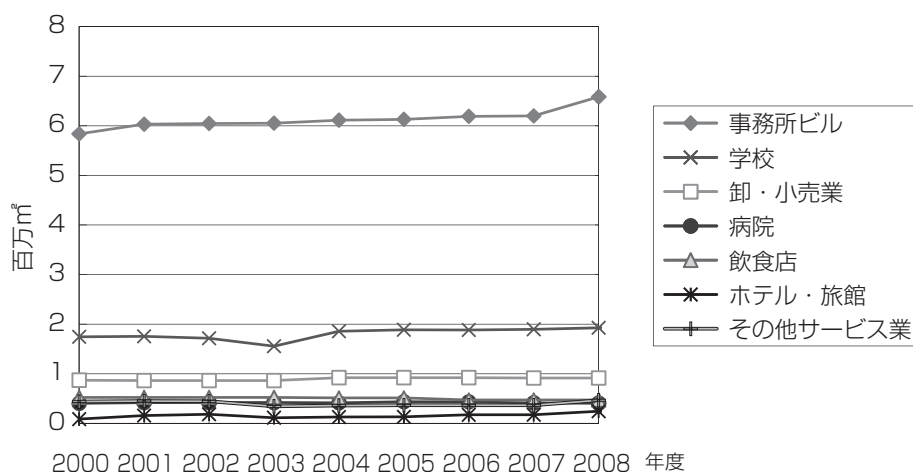
推計で伸ばす期間が長期間であることも要因の1つと考えられる。

以上の結果から、都市ガス以外は、実績値回帰推計の適用は見送り、世帯当たりのエネルギー消費量は2008年度実績のまま横ばいとした。

4 業務

民生部門（業務系）の二酸化炭素排出量は、床面積×床面積当たり二酸化炭素排出量に分解される。床面積は、(1) 事務所ビル、(2) 卸・小売、(3) 飲食店、(4) 学校、(5) ホテル・旅館、(6) 病院、(7) その他サービス業の7区分ごとに得られており、この区分ごとに将来見通しを推計する。それぞれの床面積の推移は次のとおりである。

付図 2-4 業務床面積の推移



7区分それぞれに回帰推計を行ったところ、病院及びその他サービス業は有意水準5%で回帰式が棄却されたが、これら以外の5区分は回帰式が有意と評価された。回帰式が棄却された場合は2008年度実績のままとし、有意であった場合は回帰式を適用して床面積を推計した。

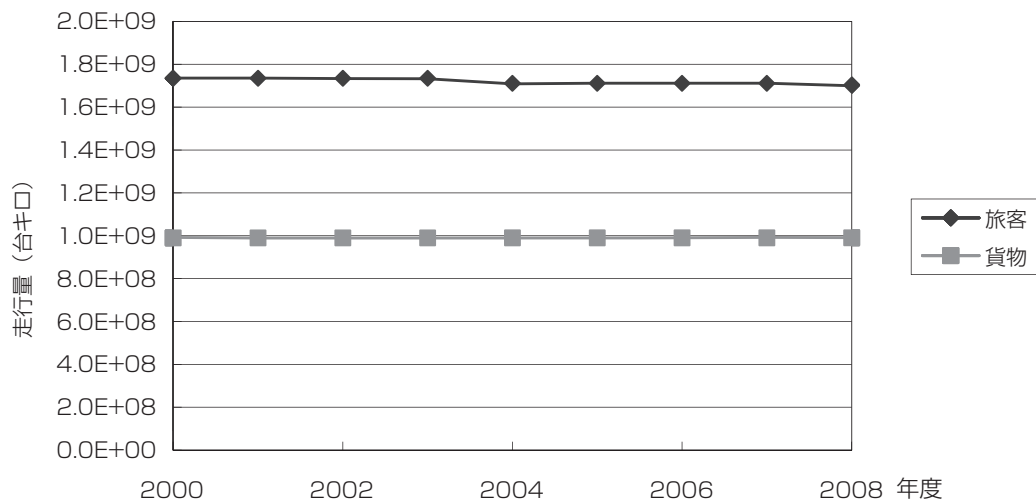
床面積当たりの二酸化炭素排出量は、原則論に従い、2008年度実績を採用した。

5 自動車

自動車からの二酸化炭素排出量は、走行量（台キロ）×走行量当たり二酸化炭素排出量に分解される。走行量及び走行量当たり二酸化炭素排出量は、①旅客、②貨物の2区分に分割した。

走行量の実績は、次のとおりである。

付図 2-5 自動車走行量の推移

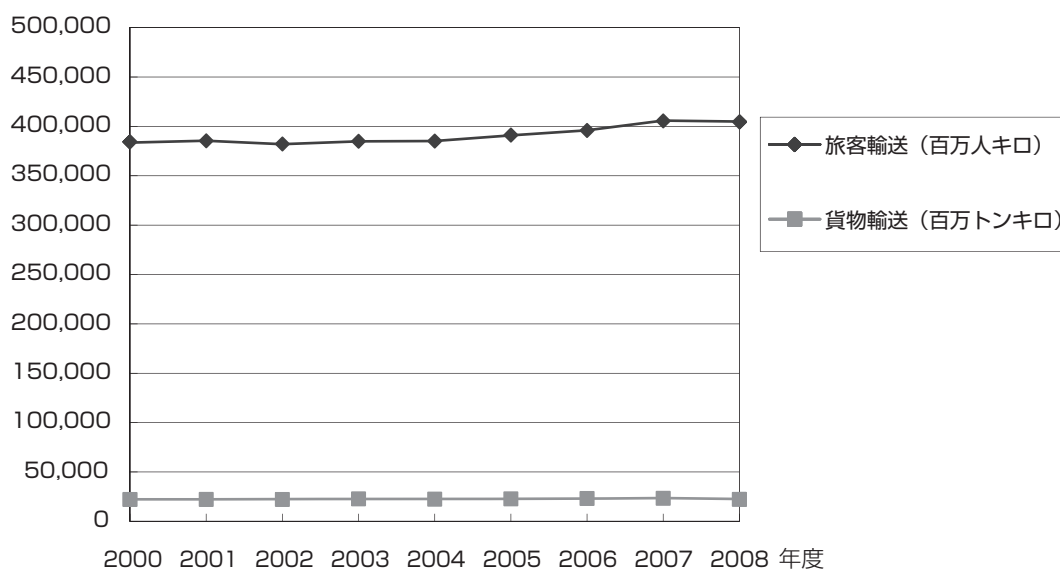


走行量についてこの区分ごとに回帰推計を行ったところ、いずれの区分でも有意水準 5%で回帰式が有意であるとの結果が得られたため、この回帰式を適用して走行量を推計した。走行量当たりの二酸化炭素排出量は、2008 年度実績を採用した。

6 鉄道

鉄道については、市内の輸送量が不明であるため、適切な活動量によって原単位を推計することが難しい。そこで、前回の本市の将来推計に倣い、旅客・貨物別に、全国の輸送量の将来推計を行い、その変化率を本市の排出量にも適用することとした。全国の鉄道輸送量の実績は、次のとおりである。

付図 2-6 全国の鉄道輸送量の推移



全国の旅客輸送量及び貨物輸送量について回帰推計を行ったところ、旅客輸送量は有意水準 5%で回帰式が有意であるとの結果が得られたが、貨物輸送量は回帰式が棄却された。

回帰式が棄却された貨物輸送量は、2008 年度実績のままとし、有意であった旅客輸送量は、回帰式を適用した。輸送量当たり二酸化炭素排出量は、2008 年度実績を採用した。

7 船舶

船舶からの二酸化炭素排出量は、入港船舶総トン数×総トン数当たり二酸化炭素排出量に分解される。入港船舶総トン数について回帰推計を行ったところ、有意水準 5%で回帰式が有意であるとの結果が得られたため、この回帰式を適用して輸送量を推計した。総トン数当たり二酸化炭素排出量は、2008 年度実績を採用した。

8 一般廃棄物

一般廃棄物からの二酸化炭素排出量は、焼却量×焼却量当たり二酸化炭素排出量に分解される。焼却量について回帰推計を行ったところ、有意水準 5%で回帰式が棄却された。次に、二酸化炭素排出量を世帯数×世帯当たり二酸化炭素排出量、又は人口×人口当たり二酸化炭素排出量に分解した場合の世帯当たり二酸化炭素排出量、人口当たり二酸化炭素排出量について、回帰分析を行った。

世帯当たり排出量及び 1 人当たり排出量ともに、2003 年度が不連続となっているため、ここにダミー変数を用いて回帰分析を行ったところ、いずれのケースも回帰式全体としては有意であると評価された。しかし、切片及び時間軸の説明変数に対する係数は有意水準 5%で棄却されたため、推計に用いる値としては、2003 年度を除いた原単位の平均値が望ましいと考えられる。

世帯当たりと 1 人当たりでは回帰式自体の有意性にほぼ差はない中で、今後世帯人員の変化が見込まれることから、人口当たり排出量の方が安定的と考えられる。よって、2003 年度を除いた 2000～2008 年度の人口当たり排出量の平均値を採用し、将来の人口を乗じることとする。

9 産業廃棄物

産業廃棄物からの焼却量は、焼却量データが処理施設数按分に基づくデータであり、活動量として採用するのは適切ではないと考えられる。

そこで、二酸化炭素排出量を直接回帰推計したところ、有意水準 5%で回帰式は有意であった。ただし、この回帰式を採用した場合、産業廃棄物からの排出量が 2020 年には半減することとなり、その要因を説明することが難しく、採用することは適切ではないと考えられる。

ここで、産業廃棄物の焼却量は、市内の製造業の生産活動とある程度連動することが想定される。将来の本市の製造業の生産活動は、製造業からのエネルギー起源二酸化炭素が代表していると考え、産業廃棄物からの二酸化炭素排出量の変化率は、製造業からの二酸化炭素排出量の変化率に等しいと仮定して、将来推計を行う。

10 工業プロセス

工業プロセスからの二酸化炭素排出量は、(1) セメント、(2) 鉄鋼、(3) 化学、(4) ガラス、の4区分がある。いずれの区分の二酸化炭素排出量の変化率も、当該業種の生産活動とある程度連動することが想定される。よって、産業廃棄物の考え方と同様に、当該業種のエネルギー起源二酸化炭素排出量の将来の変化率に等しいと仮定して、将来推計を行う。

具体的には、セメント及びガラスは窯業・土石製品製造業、鉄鋼は鉄鋼業、化学は化学工業からのエネルギー起源二酸化炭素排出量の変化率に等しいとする。

11 二酸化炭素以外の5ガス

二酸化炭素以外の5ガスについては、ガス別の総量を簡易的な方法で推計した。

メタンと一酸化二窒素については、排出量の回帰推計を行ったところ、メタン、一酸化二窒素ともに有意水準5%で有意となった。よって、メタン、一酸化二窒素ともに回帰式を適用して将来推計を行う。

ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン及び六ふっ化硫黄については、特定の企業からの排出が大半であるため、将来の予測が難しいという特徴を有している。排出量そのものをそれぞれ回帰推計したところ、パーフルオロカーボンと六ふっ化硫黄については有意水準5%で有意、パーフルオロカーボンは棄却となった。

ただし、この回帰式でパーフルオロカーボンを2020年度まで推計すると、現時点の1/4程度の排出量となり、六ふっ化硫黄はマイナスとなってしまう。特定の企業の排出量が自然体で1/4程度まで削減されるというシナリオは実現性に乏しいと考えられるため、回帰式の適用は見送ることとする。

産業廃棄物及び工業プロセスで用いた製造業の排出量の変化率についても、特定企業の排出量がこれに連動するとは考えにくいことから、ここでは排出量そのものを2008年度以降、一定とする。

資料 3 実施計画の期間ごとの取組の方向性

目標年次である 2020 年度までの期間を実施計画の期間にあわせて 3 分割し、期間ごとの取組の方向性は次のとおりである。

実施計画第 1 期間 2011 年度から 2013 年度

全市の温室効果ガス排出量及び二酸化炭素排出量については、既にピークアウトしているが、その削減を加速させる。

主な取組の方向性として、事業活動について、引き続き省エネルギー対策などを促進するとともに、さらに低炭素製品を評価する取組などを進める。

1 人当たり排出原単位（電力排出原単位固定ケース）のピークアウトを目指すとともに、地域センターを拠点としながら、協働の取組を推進し、市民生活における削減の相乗効果を図る。

再生可能エネルギー源の導入について、特に太陽エネルギーの利用を推進する。

循環型社会の形成の推進については、3 R を基調とした取組を推進する。

市内の優れた環境関連施設と市が保有する優れた環境技術情報の収集・発信を行うとともに、環境関連機関と連携した研究開発を行い、地球全体での温室効果ガス排出量の削減に取り組む。

なお、国などの動向を踏まえながら、基本計画の部分改定も視野に入れる。

実施計画第 2 期間 2014 年度から 2016 年度

協働の取組を推進することにより、温室効果ガス排出量の削減を進めるとともに、市民生活における温室効果ガス排出量の増加傾向に歯止めをかける。

主な取組の方向性として、地域センターを拠点としながら協働の取組を推進する。また、事業活動では、新たな技術開発を促すとともに、再生可能エネルギー源の導入を促す。

基本計画策定から、5 年が経過していることに鑑み、国内外の情勢、基本計画の目標の進捗状況を踏まえ、基本計画の見直しについて検討する。

実施計画第 3 期間 2017 年度から 2020 年度

社会情勢や技術水準の向上等を踏まえて、施策を推進する。進捗状況等を踏まえて改定した実施計画に沿って、基本計画の目標の達成に向けた取組を推進していく。

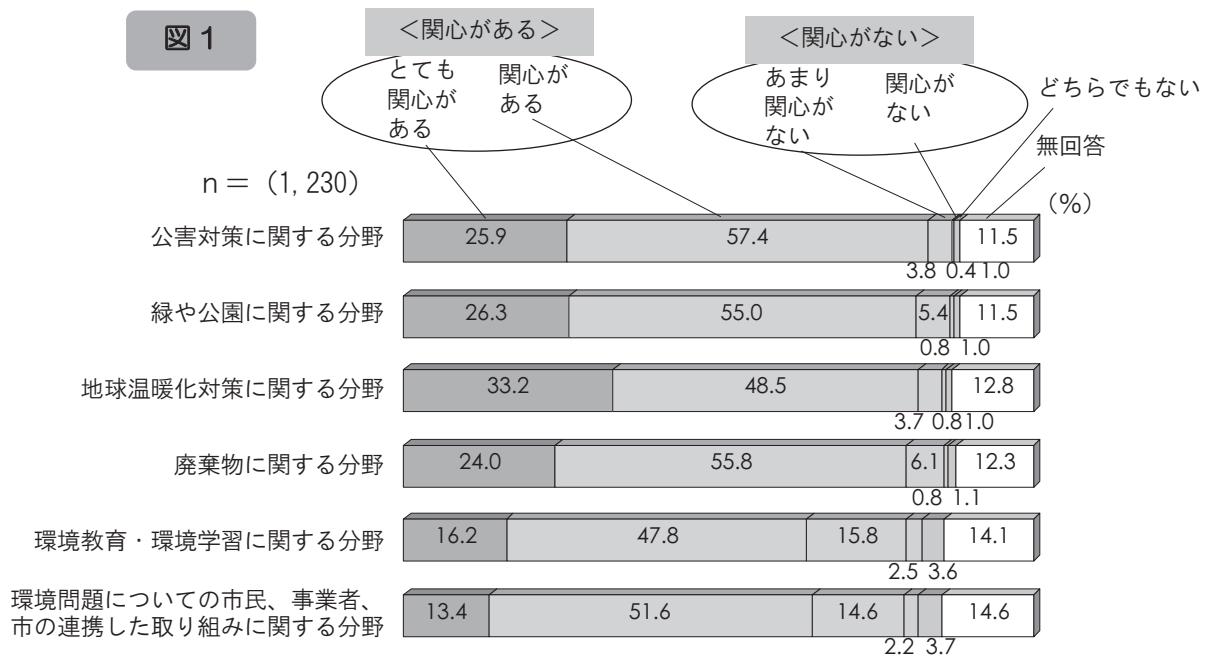
付図 3-1 期間ごとの施策体系別の主な取組

	2011年度		2020年度	
	第1期間	第2期間	第3期間	第3期間
全般	全市の温室効果ガス排出量削減の加速を目指す 基本計画の 部分改定検討	協働の取組の推進により 排出量削減を目指す 基本計画の 見直し検討	目標達成に向け 取組を推進する 基本計画の 改定	
I 事業活動における 温室効果ガス排出量 の削減	○二酸化炭素排出量の削減 ・計画書制度の活用 ・中小規模事業者を対象とした省エネ診断 ○低炭素型ビジネススタイルの構築 ・CC川崎エコ会議等の活用			
II 市民生活における 温室効果ガス排出量 の削減	○環境配慮型ライフスタイルの構築 ・地域センター等の活動による普及啓発 ○協働した地球温暖化対策の推進 ・地域センター等との協働の取組の推進			
III 再生可能エネルギー 等の利用	○ソーラーシティプロジェクトの推進 ・太陽光発電設備設置補助事業 ○地域特性を踏まえた導入拡大 ・グリーン電力証書の普及促進			
IV 低炭素都市づくりの 推進	○面的な対策の推進 ・開発事業計画書制度等の活用 ○高いエネルギー効率を有する建築物の誘導 ・建築物環境配慮制度の活用			
V 循環型社会の形成の 推進	○3Rを基調とした取組の推進 ・ミックスペーパーの 分別収集の全市実施 ・プラスチック製容器包装の 分別収集のモデル実施	改定一般廃棄物 処理基本計画反映		
VI 交通における地球温 暖化対策の推進	○電気自動車等の普及 ・電気自動車導入促進			
VII 地球環境に係る環境 教育・環境学習の推 進	○環境教育・環境学習の推進 ・地域センター等の活用による 環境教育の推進			
VIII 緑の保全及び緑化の 推進	○緑の保全及び緑化の推進 ・制度の活用による緑地の保全		改定緑の基本 計画反映	
IX ヒートアイランド対 策の推進	○ヒートアイランド現象の緩和 ・緑・水の確保 ・排熱の抑制			
X 環境技術による国際 貢献の推進	○地球全体での温室効果ガス 排出量の削減 ・低CO2川崎ブランドの推進			
XI 環境技術の研究開発 等の推進	○環境技術の研究開発等の推進 ・環境総合研究所の整備	取組の推進		
XII 市役所の率先取組	○エネルギー使用量の削減 ・エコオフィスの推進 ○再生可能エネルギー源の優先的な利用 ・太陽光発電設備の導入等			

資料 4 かわさき市民アンケート（平成 20 年度概要抜粋）

1 環境問題への関心の程度

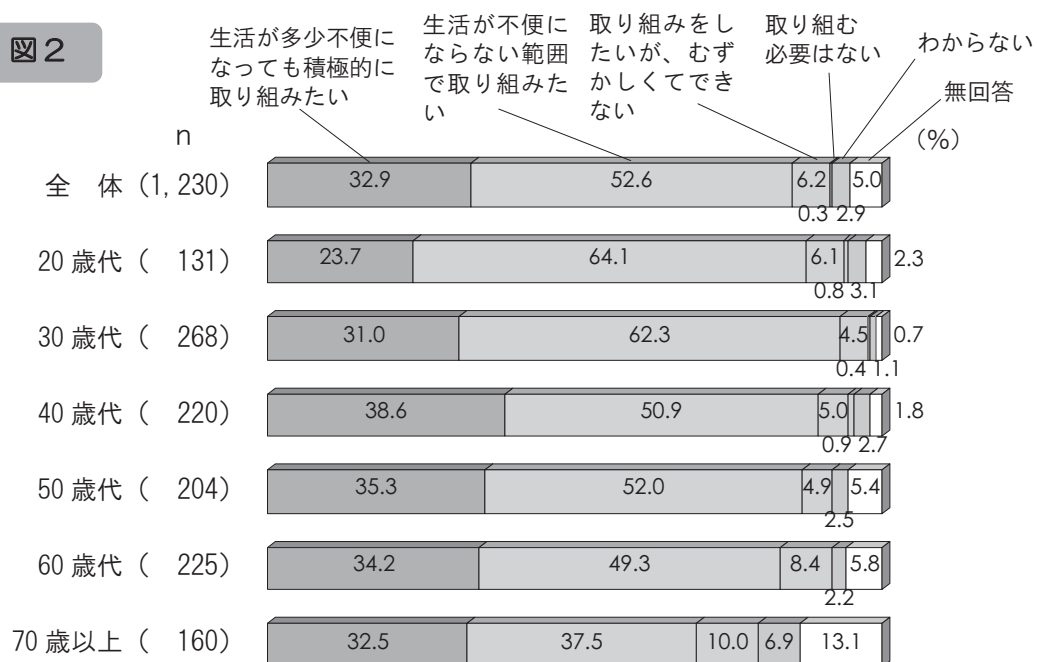
環境問題への関心の程度を聞いた。【公害対策に関する分野】【緑や公園に関する分野】【地球温暖化対策に関する分野】【廃棄物に関する分野】で「関心がある」が8割前後と関心度が高くなっている。



2 環境保全のために個人ができる取り組みへの意向

環境保全のために個人ができる取り組みへの意向について聞いた。全体では「生活が不便にならない範囲で取り組みたい」(52.6%)が高い。30歳代以上は「生活が多少不便になっても積極的に取り組みたい」が3割台となっている。

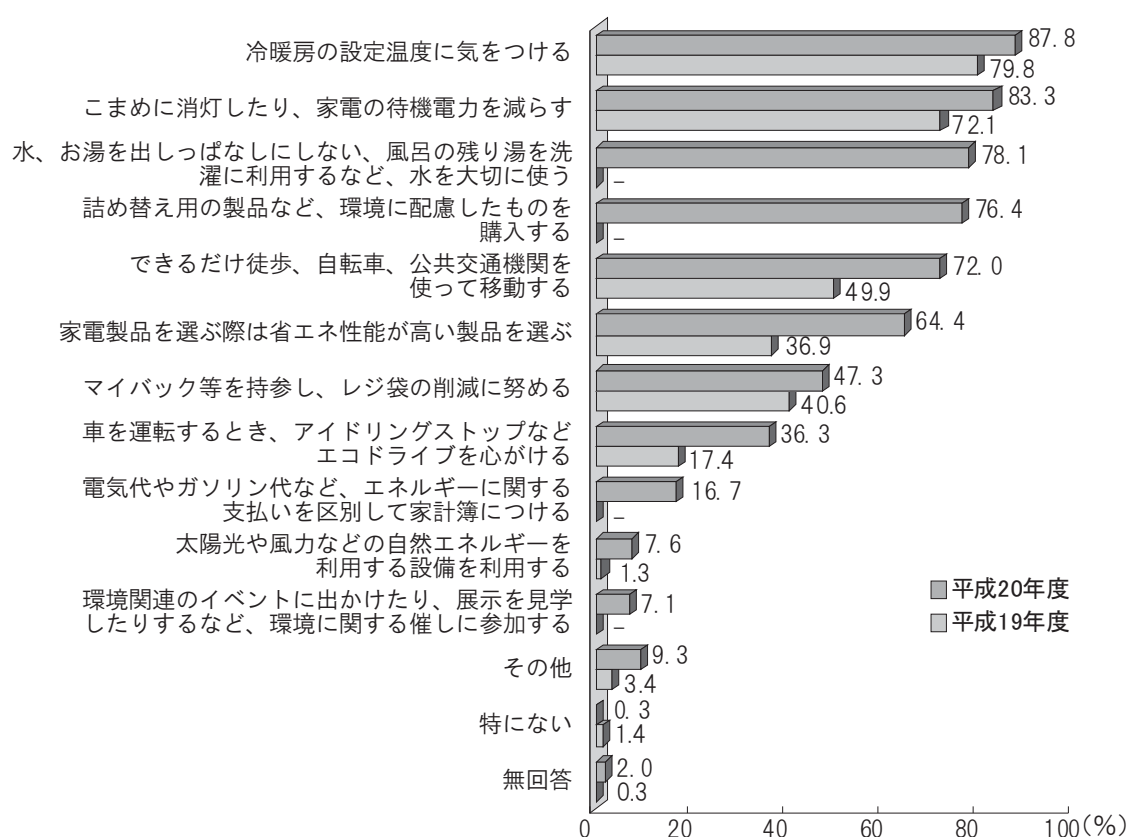
図2



3 環境保全のために現在行っている取り組み

環境保全のために現在行っている取り組みを聞いた。「冷暖房の設定温度に気をつける」(87.8%)と「こまめに消灯したり、家電の待機電力を減らす」(83.3%)は8割を超えている。そのほか、「水、お湯を出しっぱなしにしない、風呂の残り湯を洗濯に利用するなど、水を大切に使う」(78.1%)、「詰め替え用の製品など、環境に配慮したものを購入する」(76.4%)「できるだけ徒歩、自転車、公共交通機関を使って移動する」(72.0%)が7割を超えている。

図3 (複数回答、平成19年度との比較) n = (1,230)



注 「水、お湯を出しっぱなしにしない、風呂の残り湯を洗濯に利用するなど、水を大切に使う」、「詰め替え用の製品など、環境に配慮したものを購入する」、「電気代やガソリン代など、エネルギーに関する支払いを区別して家計簿につける」、「環境関連のイベントに出かけたり、展示を見学したりするなど、環境に関する催しに参加する」は、平成20年度調査からの選択肢であるため、グラフでは平成19年度調査に“-”で表示してある。

4 日常生活での地球温暖化防止の意識

日常生活での地球温暖化防止の意識を聞いた。「非常に意識している」(22.9%)が平成19年度より9.5ポイント高くなり、「ある程度意識している」(64.6%)と合わせた「意識している」が9割に近くなっている。年代別にみると、「非常に意識している」は70歳以上(32.5%)、40歳代(26.8%)で高くなっている。「意識している」では40歳代(92.3%)で最も高くなっている。

図4

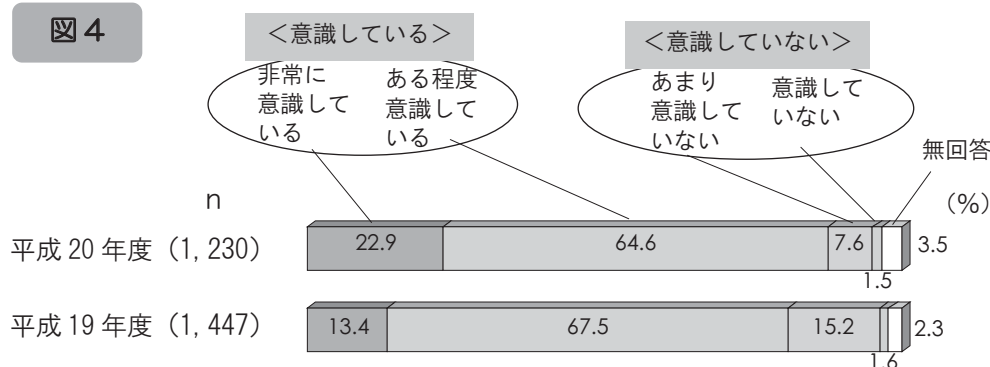
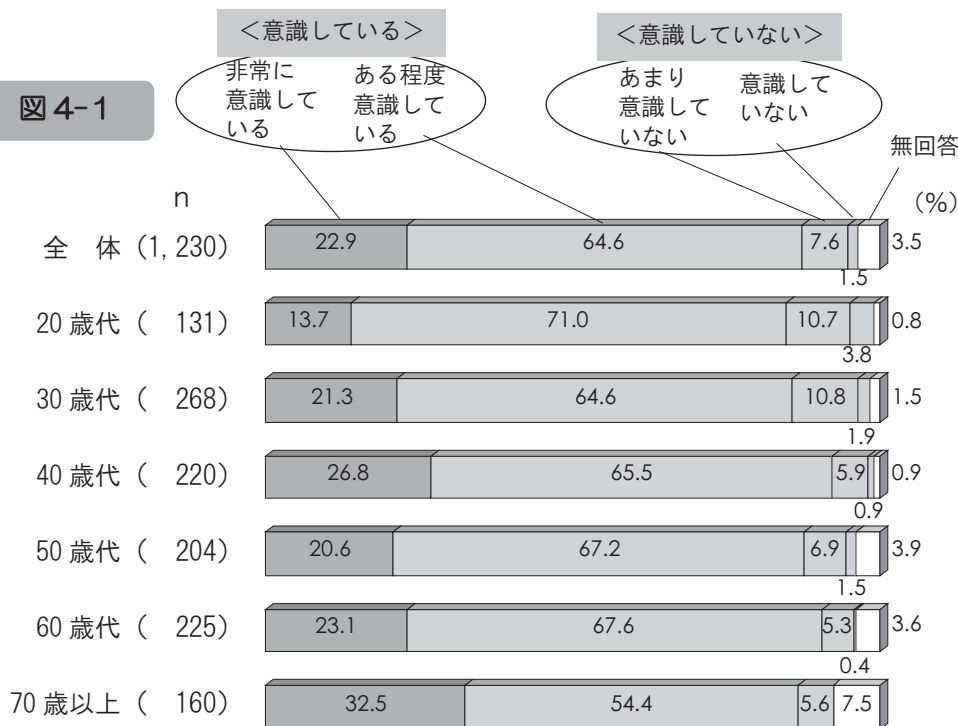


図4-1

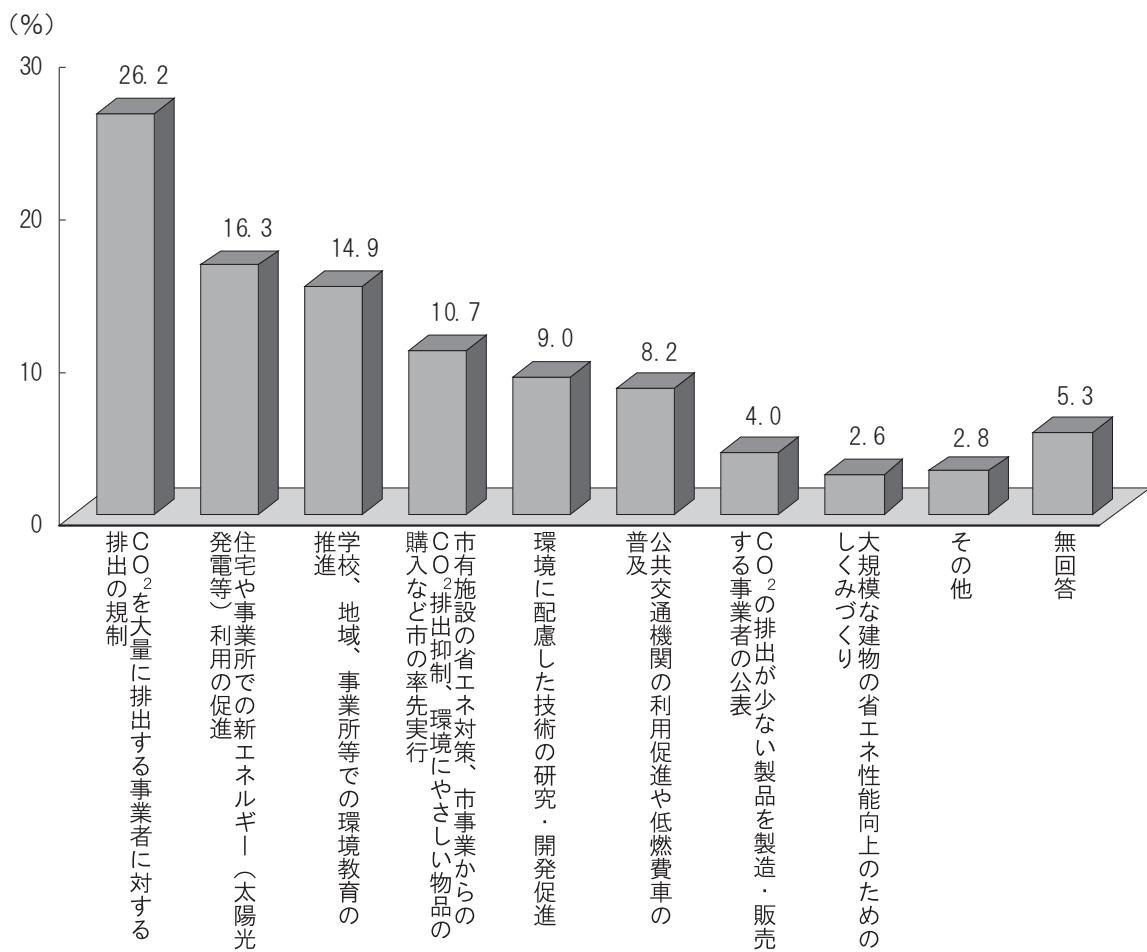


5 地球温暖化対策として市が最も取り組むべきこと

地球温暖化対策として市が最も取り組むべきことを聞いた。「CO₂を大量に排出する事業者に対する排出の規制」(26.2%)が最も高い。そのほか、「住宅や事業所での新エネルギー(太陽光発電等)利用の促進」(16.3%)、「学校、地域、事業所等での環境教育の推進」(14.9%)の順が続いている。

図5

n = (1,104)



資料5 川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例及び同施行規則

川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例 (平成21年12月24日条例第52号)	川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例施行規則 (平成21年12月24日規則第90号)
<p>川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例 目次</p> <p>第1章 総則(第1条～第5条)</p> <p>第2章 地球温暖化対策に関する施策等</p> <p>第1節 地球温暖化対策推進基本計画等(第6条・第7条)</p> <p>第2節 事業活動に係る地球温暖化対策(第8条～第14条)</p> <p>第3節 開発事業等に係る地球温暖化対策(第15条～第21条)</p> <p>第4節 再生可能エネルギー源の利用による地球温暖化対策等(第22条・第23条)</p> <p>第5節 日常生活等における地球温暖化対策(第24条～第28条)</p> <p>第6節 環境技術による国際貢献の推進等(第29条・第30条)</p> <p>第3章 地球温暖化対策の推進のための体制整備(第31条・第32条)</p> <p>第4章 雑則(第33条～第37条)</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則 (目的)</p> <p>第1条 この条例は、地球温暖化対策の推進に関する計画の策定、事業活動に係る地球温暖化対策等、環境技術による国際貢献の推進その他必要な事項を定めることにより、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進し、温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化(以下「温室効果ガスの排出の抑制等」という。)を図り、もって低炭素社会の実現に資するとともに、良好な環境を将来の世代に引き継ぐことを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 地球温暖化 人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表及び大気の温度が追加的に上昇する現象をいう。</p> <p>(2) 地球温暖化対策 温室効果ガスの排出の抑制等その他の地球温暖化の防止を図るための施策をいう。</p> <p>(3) 温室効果ガス 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号。以下「法」という。)第2条第3項各号に掲げる物質をい</p>	<p>川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例施行規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例(平成21年川崎市条例第52号。以下「条例」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(用語)</p> <p>第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。</p>

川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例 (平成 21 年 12 月 24 日条例第 52 号)	川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例施行 規則 (平成 21 年 12 月 24 日規則第 90 号)
<p>う。</p> <p>(4) 温室効果ガスの排出 人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し若しくは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱（燃料又は電気を熱源とするものに限る。）を使用することをいう。</p> <p>(5) 再生可能エネルギー源 太陽光、風力その他のエネルギー源のうち、永続的に利用することができるものと認められるものとして規則で定めるものをいう。</p> <p>(市の責務)</p> <p>第3条 市は、総合的かつ計画的な地球温暖化対策を策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>2 市は、事業者及び市民が行う地球温暖化対策を推進するための措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>3 市は、その事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>(事業者及び市民の責務)</p> <p>第4条 事業者及び市民は、地球温暖化対策の推進のため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>2 事業者及び市民は、市が実施する地球温暖化対策に協力しなければならない。</p> <p>(地球温暖化対策に関する協働)</p> <p>第5条 市、事業者及び市民は、協働して、地球温暖化対策に取り組まなければならない。</p> <p>第2章 地球温暖化対策に関する施策等 第1節 地球温暖化対策推進基本計画等 (地球温暖化対策推進基本計画)</p> <p>第6条 市長は、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策の推進に関する基本計画（以下「地球温暖化対策推進基本計画」という。）を策定するものとする。</p> <p>2 地球温暖化対策推進基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1) 計画期間</p> <p>(2) 地球温暖化対策の目標</p> <p>(3) 法第20条の3第3項各号に掲げる事項その他前号に掲げる目標を達成するために必要な施策の基本的方向に係る事項</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、地球温暖化対策の推進に関し必要な事項</p> <p>3 市長は、法第20条の3第4項に定めるもののほか、温室効果ガスの排出の抑制等に関係のある</p>	<p>(再生可能エネルギー源)</p> <p>第3条 条例第2条第5号の規則で定めるものは、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成21年政令第222号）第4条各号に掲げる再生可能エネルギー源とする。</p>

川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例 (平成 21 年 12 月 24 日条例第 52 号)	川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例施行 規則 (平成 21 年 12 月 24 日規則第 90 号)
<p>施策については、地球温暖化対策推進基本計画と連携して温室効果ガスの排出の抑制等が行われるよう配慮するものとする。</p> <p>4 市長は、地球温暖化対策推進基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、川崎市環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。</p> <p>5 市長は、地球温暖化対策推進基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表するものとする。</p> <p>6 市長は、地球温暖化対策に係る技術の向上及び社会情勢を踏まえ、必要があると認めるときは、地球温暖化対策推進基本計画を変更するものとする。</p> <p>7 第4項及び第5項の規定は、前項の規定により地球温暖化対策推進基本計画を変更する場合に準用する。</p> <p>8 市長は、地球温暖化対策推進基本計画の達成状況等について、毎年度、審議会に報告するとともに、公表するものとする。</p> <p>（地球温暖化対策推進実施計画）</p> <p>第7条 市長は、地球温暖化対策推進基本計画に基づき、地球温暖化対策の推進のために実施する措置に関する計画（以下「地球温暖化対策推進実施計画」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 市長は、地球温暖化対策推進実施計画に基づく措置の実施状況等について、毎年度、審議会に報告するとともに、公表するものとする。</p> <p>第2節 事業活動に係る地球温暖化対策 (事業活動地球温暖化対策指針)</p> <p>第8条 市長は、事業者の温室効果ガスの排出の抑制等の推進並びに次条第1項の規定による事業活動地球温暖化対策計画書及び第10条第1項の規定による事業活動地球温暖化対策結果報告書の作成のために必要な事項についての指針（以下「事業活動地球温暖化対策指針」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 事業活動地球温暖化対策指針は、科学的知見、技術水準その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な変更を行うものとする。</p> <p>3 市長は、事業活動地球温暖化対策指針を定め、又は変更したときは、これを公告するものとする。</p> <p>（事業活動地球温暖化対策計画書）</p> <p>第9条 温室効果ガスの排出の量が相当程度多い事業者として規則で定めるもの（以下「特定事業者」という。）は、事業活動地球温暖化対策指針に基づき、規則で定めるところにより、次に掲げる事項</p>	<p>（特定事業者）</p> <p>第4条 条例第9条第1項の規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する事業者とする。</p> <p>(1) 本市の区域内に設置しているすべての事業所における原油換算エネルギー使用量（エネルギー</p>

川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例 (平成 21 年 12 月 24 日条例第 52 号)	川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例施行 規則 (平成 21 年 12 月 24 日規則第 90 号)
<p>を記載した計画書（以下「事業活動地球温暖化対策計画書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所又は主たる事務所若しくは事業所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>(2) 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量</p> <p>(3) 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減を図るための基本方針に係る事項</p> <p>(4) 温室効果ガスの排出の量の削減目標及び当該目標を達成するための措置の内容に係る事項</p> <p>(5) 他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する措置に係る事項</p> <p>(6) 前2号に掲げるもののほか地球温暖化対策の推進への貢献に係る事項</p> <p>(7) その他規則で定める事項</p> <p>2 前項の規定により事業活動地球温暖化対策計画書を提出した特定事業者（以下「計画書提出特定事業者」という。）は、同項各号に掲げる事項に変更があったとき、又は当該事業活動地球温暖化対策計画書に係る事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>3 特定事業者以外の事業者（以下「中小規模事業者」という。）は、規則で定めるところにより、事業活動地球温暖化対策計画書を作成し、市長に提出することができる。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、前項の規定により事業活動地球温暖化対策計画書を提出する場合について準用する。この場合において、第2項中「あったとき」とあるのは、「あったとき、当該事業活動地球温暖化対策計画書に係る計画を中止したとき」と読み替えるものとする。</p> <p>5 第3項の規定により事業活動地球温暖化対策計画書を提出した中小規模事業者が特定事業者に該当することとなった場合は、当該事業活動地球温暖化対策計画書は、その該当することとなった年度以降、その効力を失う。</p>	<p>の使用の合理化に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）第2条第1項に規定する原油換算エネルギー使用量をいう。以下同じ。）の前年度における合計量が1,500キロリットル以上の事業者（次号に該当する事業者を除く。）</p> <p>(2) 連鎖化事業（エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第19条第1項に規定する連鎖化事業をいう。以下同じ。）を行う者（以下「連鎖化事業者」という。）にあっては、当該連鎖化事業者が本市の区域内に設置しているすべての事業所及び当該連鎖化事業に加盟する者が本市の区域内に設置している当該連鎖化事業に係るすべての事業所における原油換算エネルギー使用量の前年度における合計量が1,500キロリットル以上の事業者</p> <p>(3) 事業者の事業活動に伴う自動車（自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令（平成4年政令第365号）第4条各号に掲げる自動車（被けん引車（自動車のうち、けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であるものをいう。）を除く。）であって、本市の区域内に使用する本拠を有するものをいう。）の前年度の末日における台数が100台以上の事業者</p> <p>(4) 本市の区域内に設置しているすべての事業所における温室効果ガスのうちいずれかの物質の前年度の排出の量（地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第5条第6号から第11号までの規定の例により得られる量をいう。）が3,000トン以上の事業者（事業活動地球温暖化対策計画書の作成等）</p> <p>第5条 条例第9条第1項の規定による作成は、3年間を計画の期間（以下「計画期間」という。）として行うとともに、同項の規定による提出は、特定事業者に該当することとなった年度以降、3年度ごとに、事業活動地球温暖化対策指針に定める資料を添付し、事業活動地球温暖化対策計画書（第1号様式）により、計画期間の初年度の7月末日までに行うものとする。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、前条第2号の規定に該当する連鎖化事業者が条例第9条第1項規定により作成する場合は、当該連鎖化事業者が本市の区域内に設置しているすべての事業所及び当該連鎖化事業に加盟する者が本市の区域内に設置している当該連鎖化事業に係るすべての事業所を対象として行うものとする。</p>

川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例 (平成 21 年 12 月 24 日条例第 52 号)	川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例施行 規則 (平成 21 年 12 月 24 日規則第 90 号)
<p>(事業活動地球温暖化対策結果報告書)</p> <p>第 10 条 計画書提出特定事業者及び前条第 3 項の規定により事業活動地球温暖化対策計画書を提出した中小規模事業者 (以下「計画書提出事業者」という。) は、当該事業活動地球温暖化対策計画書を提出した日の属する年度の翌年度から当該事業活動地球温暖化対策計画書に係る計画の期間が終了する日の属する年度の翌年度 (前条第 5 項に規定する場合における中小規模事業者にあつては、同項に規定する年度) までの毎年度、事業活動地球温暖化対策指針に基づき、規則で定めるところにより、当該事業活動温暖化対策計画書に記載された事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況、目標を達成するための措置の実施状況等を記載した報告書 (以下「事業活動地球温暖化対策結果報告書」という。) を作成し、市長に提出しなければならない。計画書提出特定事業者が、特定事業者</p>	<p>(事業活動地球温暖化対策計画書の記載事項)</p> <p>第 6 条 条例第 9 条第 1 項第 7 号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 第 4 条各号のうち事業者が該当する号</p> <p>(2) 統計法 (平成 19 年法律第 53 号) 第 2 条第 9 項に規定する統計基準で ある日本標準産業分類に掲げる大分類及び中分類のうち事業者が該当するもの</p> <p>(3) 主たる事業の内容</p> <p>(4) 事業者の規模</p> <p>(5) 計画期間</p> <p>(6) 温室効果ガスの排出の量の削減に向けた組織体制</p> <p>(7) その他市長が必要と認める事項</p> <p>(事業活動地球温暖化対策計画書の変更等の届出)</p> <p>第 7 条 条例第 9 条第 2 項の規定による届出は、事業活動地球温暖化対策指針に定める資料を添付し、事業活動地球温暖化対策計画書変更等届出書 (第 2 号様式) により行うものとする。</p> <p>2 条例第 9 条第 2 項の規定による届出は、変更があつたときにあつては速やかに、廃止し、休止し、又は再開したときにあつてはその日の翌日から起算して 15 日以内に行うものとする。</p> <p>(中小規模事業者による事業活動地球温暖化対策計画書の作成等)</p> <p>第 8 条 前 3 条の規定は、条例第 9 条第 3 項の規定による中小規模事業者による事業活動地球温暖化対策計画書の作成及び提出について準用する。この場合において、前条第 2 項中「あつたとき」とあるのは、「あつたとき又は中止したとき」と読み替えるものとする。</p> <p>(事業活動地球温暖化対策結果報告書の提出)</p> <p>第 9 条 条例第 10 条第 1 項の規定による提出は、事業活動地球温暖化対策指針に定める資料を添付し、事業活動地球温暖化対策結果報告書 (第 3 号様式) により行うものとする。</p> <p>2 条例第 10 条第 1 項の規定による提出は、7 月末日までに行うものとする。ただし、条例第 9 条第 2 項の規定による廃止又は休止の届出を行った事業者及び同条第 4 項の規定により読み替えて準用する同条第 2 項の規定による中止又は廃止若しくは休止の届出を行った事業者については、届出を行った日の翌日から起算して 90 日以内に行うものとする。</p> <p>3 条例第 10 条第 2 項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。ただし、第 1 号及び第 2 号に掲げる場合にあつては、廃止した日若しくは中止した日の属する年度の翌々年度以降又は休止した日の</p>

川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例 (平成 21 年 12 月 24 日条例第 52 号)	川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例施行 規則 (平成 21 年 12 月 24 日規則第 90 号)
<p>に該当しなくなった場合も、同様とする。</p> <p>2 前条第2項 (同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による廃止の届出を行った場合その他の規則で定める場合については、前項の規定は、適用しない。</p> <p>(事業活動地球温暖化対策計画書等の概要の公表)</p> <p>第11条 市長は、事業活動地球温暖化対策計画書及び事業活動地球温暖化対策結果報告書が提出されたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、速やかに、当該提出に係る計画書提出事業者の氏名又は名称その他の規則で定める事項を公表するものとする。</p> <p>(指導及び助言)</p> <p>第12条 市長は、計画書提出事業者に対し、その提出した事業活動地球温暖化対策計画書の内容及び当該事業活動地球温暖化対策計画書に基づく地球温暖化対策の推進に関する事項について、事業活動地球温暖化対策指針に基づき、必要な指導及び助言を行うことができる。</p> <p>(施設又は事業所を設置し、又は管理する事業者への協力)</p> <p>第13条 計画書提出事業者が設置し、又は管理する施設又は事業所の一部を使用して事業活動を行う事業者は、その使用に係る施設又は事業所を設置し、又は管理する事業者による事業活動地球温暖化対策計画書の作成に協力するよう努めるとともに、当該事業活動地球温暖化対策計画書に基づく地球温暖化対策の推進について協力するよう努めるものとする。</p> <p>(中小規模事業者に対する支援)</p> <p>第14条 市は、中小規模事業者の温室効果ガスの排出の抑制等を推進するため、中小規模事業者に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行</p>	<p>属する年度の翌々年度から再開する日の属する年度までの間に限る。</p> <p>(1) 特定事業者が条例第9条第2項の規定による廃止又は休止の届出を行った場合</p> <p>(2) 中小規模事業者が同条第4項の規定により読み替えて準用する同条第2項の規定による中止又は廃止若しくは休止の届出を行った場合</p> <p>(3) その他市長が特別の事情があると認める場合 (事業活動地球温暖化対策計画書等の概要の公表)</p> <p>第10条 条例第11条の規則で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事項とする。ただし、当該事項を公にすることにより事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある事項が含まれる場合は、この限りではない。</p> <p>(1) 事業活動地球温暖化対策計画書 次に定めるとおりとする。</p> <p>ア 条例第9条第1項第1号から第6号までに掲げる事項</p> <p>イ 第6条第1号から第6号までに掲げる事項</p> <p>ウ その他市長が必要と認める事項</p> <p>(2) 事業活動地球温暖化対策結果報告書 次に定めるとおりとする。</p> <p>ア 条例第9条第1項第1号、第2号及び第4号から第6号までに掲げる事項</p> <p>イ 第6条第1号から第5号までに掲げる事項</p> <p>ウ その他市長が必要と認める事項</p>

川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例 (平成21年12月24日条例第52号)	川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例施行 規則(平成21年12月24日規則第90号)
<p>うよう努めなければならない。</p> <p>第3節 開発事業等に係る地球温暖化対策 (開発事業等に係る温室効果ガスの排出の抑制等)</p> <p>第15条 開発行為(都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に規定する開発行為をいう。)のうち、1又は2以上の建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)の新築、増築又は改築(以下「新築等」という。)の用に供する目的で行うもの(以下「開発事業」という。)をしようとする者及び建築物の新築等をしようとする者は、当該開発事業又は建築物について、エネルギーの使用の合理化その他の温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講ずるよう努めるとともに、再生可能エネルギー源の利用を検討するよう努めるものとする。</p> <p>2 市は、開発事業及び建築物に係る温室効果ガスの排出の抑制等について情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 (開発事業地球温暖化対策指針)</p> <p>第16条 市長は、開発事業に係る温室効果ガスの排出の抑制等の推進及び次条第1項の規定による開発事業地球温暖化対策計画書の作成のために必要な事項についての指針(以下「開発事業地球温暖化対策指針」という。)を定めるものとする。</p> <p>2 第8条第2項及び第3項の規定は、開発事業地球温暖化対策指針について準用する。 (開発事業地球温暖化対策計画書)</p> <p>第17条 規則で定める開発事業(以下「特定開発事業」という。)をしようとする者(以下「特定開発事業者」という。)は、開発事業地球温暖化対策指針に基づき、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画書(以下「開発事業地球温暖化対策計画書」という。)を作成し、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所又は主たる事務所若しくは事業所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>(2) 開発事業を行う土地の位置及び区域</p> <p>(3) 開発事業の概要</p> <p>(4) 温室効果ガスの排出の抑制等を図るため実施しようとする措置の内容</p> <p>(5) 再生可能エネルギー源の利用に係る検討の結果</p> <p>(6) その他規則で定める事項</p>	<p>川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例施行規則(平成21年12月24日規則第90号)</p> <p>(特定開発事業)</p> <p>第11条 条例第17条第1項の規則で定める開発事業は、開発区域(都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第13項の開発区域をいう。)の面積が1ヘクタール以上の開発行為であって、新築する1又は2以上の建築物(以下「予定建築物」という。)の床面積の合計が5,000平方メートルを超えるものとする。ただし、非常災害のため必要な応急措置として行う開発事業その他市長が必要と認める開発事業については、この限りではない。 (開発事業地球温暖化対策計画書の提出)</p> <p>第12条 条例第17条第1項の規定による提出は、開発事業地球温暖化対策指針に定める資料を添付し、開発事業地球温暖化対策計画書(第4号様式)により行うものとする。</p> <p>2 条例第17条第1項の規定による提出は、川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第2条第2号の指定開発行為に該当する</p>

川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例 (平成 21 年 12 月 24 日条例第 52 号)	川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例施行 規則 (平成 21 年 12 月 24 日規則第 90 号)
<p>2 特定開発事業者以外の事業者は、規則で定めるところにより、開発事業地球温暖化対策計画書を作成し、市長に提出することができる。</p> <p>3 第 1 項の規定は、前項の規定により開発事業地球温暖化対策計画書を提出する場合について、準用する。</p> <p>4 第 1 項又は第 2 項の規定により開発事業地球温暖化対策計画書を提出した事業者（以下「計画書提出開発事業者」という。）は、当該開発事業地球温暖化対策計画書に係る事業が完了するまでの間、第 1 項各号（前項において準用する場合を含む。）に掲げる事項について変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>5 開発事業の変更により、当該開発事業が特定開発事業に該当しなくなった場合は、第 1 項の規定により提出された開発事業地球温暖化対策計画書は、第 2 項の規定により提出された開発事業地球温暖化対策計画書とみなす。</p> <p>（開発事業の完了の届出等）</p> <p>第 18 条 計画書提出開発事業者は、その提出した開発事業地球温暖化対策計画書に係る事業を完了したとき、又は中止したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>（開発事業地球温暖化対策計画書の概要の公表）</p> <p>第 19 条 市長は、第 17 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による提出又は同条第 4 項若しくは前条の規定による届出があったときは、インターネットの利用その他適切な方法により、速やかに、当該提出又は届出に係る計画書提出開発事業者の氏名</p>	<p>特定開発事業にあつては同条例第 18 条第 1 項の規定により条例環境影響準備書（以下「準備書」という。）を提出する日までに、それ以外の特定開発事業にあつては当該開発事業に係る工事に着手しようとする日の 90 日前までに行うものとする。</p> <p>（開発事業地球温暖化対策計画書の記載事項）</p> <p>第 13 条 条例第 17 条第 1 項第 6 号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 開発事業の名称及び目的</p> <p>(2) 工事着手の予定年月日及び工事完了の予定年月日</p> <p>(3) 予定建築物が川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（平成 11 年川崎市条例第 50 号）第 127 条の 4 第 1 項の特定建築物に該当する場合にあつては、同項第 5 号に規定する環境性能の評価の目標</p> <p>(4) その他市長が必要と認める事項</p> <p>（開発事業地球温暖化対策計画書の変更等の届出）</p> <p>第 14 条 条例第 17 条第 4 項の規定による届出は、開発事業地球温暖化対策指針に定める資料を添付し、開発事業地球温暖化対策計画書変更届出書（第 5 号様式）により行うものとする。</p> <p>2 条例第 17 条第 4 項の規定による届出は、同条第 1 項第 1 号及び第 6 号に掲げる事項の変更にあつては速やかに、同項第 2 号から第 5 号までに掲げる事項の変更にあつては変更する日の 15 日前までに行うものとする。</p> <p>（特定開発事業者以外の事業者による開発事業地球温暖化対策計画書の提出等）</p> <p>第 15 条 前 3 条の規定は、条例第 17 条第 2 項の規定による特定開発事業者以外の事業者による開発事業地球温暖化対策計画書の作成及び提出について準用する。</p> <p>（開発事業の完了の届出）</p> <p>第 16 条 条例第 18 条の規定による完了の届出は、開発事業地球温暖化対策指針に定める資料を添付し、開発事業完了届出書（第 6 号様式）により行うものとする。</p> <p>（開発事業の中止の届出）</p> <p>第 17 条 条例第 18 条の規定による中止の届出は、開発事業中止届出書（第 7 号様式）により行うものとする。</p> <p>（開発事業地球温暖化対策計画書の概要の公表）</p> <p>第 18 条 条例第 19 条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 条例第 17 条第 1 項 1 号から第 5 号までに掲げる事項</p> <p>(2) 第 13 条第 1 号から第 3 号までに掲げる事項</p>

川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例 (平成21年12月24日条例第52号)	川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例施行 規則(平成21年12月24日規則第90号)
<p>又は名称その他の規則で定める事項を公表するものとする。</p> <p>(指導及び助言)</p> <p>第20条 市長は、計画書提出開発事業者に対し、その提出した開発事業地球温暖化対策計画書の内容について、開発事業地球温暖化対策指針に基づき、必要な指導及び助言を行うことができる。</p> <p>(住宅販売時の情報の提供)</p> <p>第21条 住宅の建築主及びその販売の受託者は、その販売をしようとするときは、購入しようとする者に対し、当該住宅に係るエネルギーの使用の合理化その他の温室効果ガスの排出の抑制等について情報の提供を行うよう努めるものとする。</p> <p>第4節 再生可能エネルギー源の利用による地球温暖化対策等 (再生可能エネルギー源の優先的な利用等)</p> <p>第22条 事業者及び市民は、その事業活動及び日常生活において、再生可能エネルギー源を優先的に利用するよう努めるものとする。</p> <p>2 市は、地域の特性に応じた再生可能エネルギー源の利用について検討するとともに、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>(エネルギー供給事業の情報の提供)</p> <p>第23条 市長は、市域における温室効果ガスの排出の量を明らかにするため、規則で定めるエネルギーの供給を行う者に対して、市域における事業に関する情報の提供を求めることができる。</p> <p>第5節 日常生活等における地球温暖化対策 (温室効果ガスの排出の量のより少ない製品の利用等)</p> <p>第24条 事業者及び市民は、その事業活動及び日常生活において使用する製品について、温室効果ガスの排出の量のより少ない利用に努めるとともに、当該製品を購入する場合は、温室効果ガスの排出の量のより少ない製品を選択するよう努めものとする。この場合において、市は、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>(廃棄物の発生の抑制等)</p> <p>第25条 事業者及び市民は、温室効果ガスの排出の抑制を図るため、廃棄物の発生の抑制、再使用、再生利用等に努めるとともに、市は、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>(交通に係る地球温暖化対策)</p>	<p>(3) その他市長が必要と認める事項</p> <p>(エネルギー供給事業者)</p> <p>第19条 条例第23条の規則で定めるエネルギーの供給を行う者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者</p> <p>(2) ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第11項に規定するガス事業者</p>

川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例 (平成 21 年 12 月 24 日条例第 52 号)	川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例施行 規則 (平成 21 年 12 月 24 日規則第 90 号)
<p>第 26 条 事業者及び市民は、公共交通機関の利用、温室効果ガスの排出の量のより少ない自動車の利用、自動車の適正な運転及び整備その他の交通に係る温室効果ガスの排出の抑制に努めるものとする。</p> <p>2 市は、公共交通機関の充実及びその利用促進、温室効果ガスの排出の量のより少ない自動車の利用促進その他の交通に係る温室効果ガスの排出の抑制のための措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>(環境教育及び環境学習)</p> <p>第 27 条 市は、地球温暖化対策のための環境教育及び環境学習の推進並びにそれらの支援を行うよう努めなければならない。</p> <p>(緑の保全及び緑化の推進)</p> <p>第 28 条 市、事業者及び市民は、温室効果ガスの排出の抑制等を図るため、緑の保全及び緑化の推進に努めるとともに、市は、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>第 6 節 環境技術による国際貢献の推進等 (地球温暖化対策に資する製品及び技術)</p> <p>第 29 条 製品の開発及び生産並びに技術の開発(以下「製品の開発等」という。)を行う事業者は、地球全体での温室効果ガスの排出の量の削減のため、温室効果ガスの排出の量のより少ない製品の開発等及び温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する製品の開発等を行うよう努めるものとする。</p> <p>2 市は、事業者の行う温室効果ガスの排出の量のより少ない製品の開発等及び温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する製品の開発等を支援するよう努めなければならない。</p> <p>(環境技術による国際貢献の推進)</p> <p>第 30 条 優れた環境技術を有する事業者は、その事業活動を通じて、地球温暖化対策に係る国際貢献を推進するよう努めるものとする。</p> <p>2 市は、優れた環境技術を有する事業者と連携して、地球温暖化対策に係る国際貢献を推進するよう努めなければならない。</p> <p>第 3 章 地球温暖化対策の推進のための体制整備 (地球温暖化防止活動推進員に対する支援等)</p> <p>第 31 条 市は、地球温暖化防止活動推進員(法第 23 条第 1 項の規定に基づき市長が委嘱する者をいう。以下「推進員」という。)が、地域における地球温暖化対策を推進できるよう、必要に応じて支援するものとする。</p>	

川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例 (平成 21 年 12 月 24 日条例第 52 号)	川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例施行 規則 (平成 21 年 12 月 24 日規則第 90 号)
<p>2 市は、推進員と連携し、日常生活における温室効果ガスの排出の抑制等のための取組の推進に努めなければならない。</p> <p>(地域地球温暖化防止活動推進センターに対する支援)</p> <p>第32条 市は、地域地球温暖化防止活動推進センター(法第24条第1項の規定に基づき市長が指定する者をいう。)が、事業者及び市民の積極的な取組を促進する役割を果たすことができるよう、必要に応じて支援するものとする。</p> <p>第4章 雑則 (報告等及び立入調査)</p> <p>第33条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、この条例に基づく措置の実施の状況その他必要な事項について、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、計画書提出事業者及び計画書提出開発事業者が設置し、若しくは管理している事業所、事務所その他の場所に立ち入り、調査させることができる。</p> <p>2 前項の規定による調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合は、これを提示しなければならない。</p> <p>(勧告)</p> <p>第34条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。</p> <p>(1) 第9条第1項、第10条第1項又は第17条第1項の規定による提出をせず、又は虚偽の提出をした者</p> <p>(2) 第9条第2項(同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)、第17条第4項又は第18条の届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>(3) 第9条第3項の規定に係る事業活動地球温暖化対策計画書又は第17条第2項の規定に係る開発事業地球温暖化対策計画書(同条第5項の規定により同条第2項の規定により提出した開発事業地球温暖化対策計画書とみなされたものを含む。)について虚偽の提出をした者</p> <p>(4) 前条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者又は同項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p> <p>(事実の公表)</p> <p>第35条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わなかったときは、その旨及び当該勧告を受けた者の氏名その他の規則で定める事項を公表することができる。</p>	<p>(身分証明書)</p> <p>第20条 条例第33条第2項の身分を示す証明書は、立入調査員証(第8号様式)とする。</p> <p>(事実の公表)</p> <p>第21条 条例第35条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 勧告を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p>

川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例 (平成21年12月24日条例第52号)	川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例施行規則 (平成21年12月24日規則第90号)
<p>2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、前条の規定による勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えるものとする。 (表彰)</p> <p>第36条 市長は、地球温暖化対策の推進に寄与していると認められる事業者及び市民を表彰することができる。 (委任)</p> <p>第37条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。 附則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の前日に川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第19条の規定による公告を行った開発事業及び工事に着手した開発事業については、第17条の規定は、適用しない。</p>	<p>(2) 勧告の内容 (3) その他市長が必要と認める事項 (計画書等の提出)</p> <p>第22条 条例又はこの規則の規定により市長に提出する計画書等の提出部数は、特に定めのあるものを除き、正本1通及びその写し1通とする。 (委任)</p> <p>第23条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、環境局長が定める。 附則 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 平成22年度における条例第9条第1項の規定による提出に係る第5条第1項の規定の適用については、同項中「7月末日」とあるのは、「11月末日」とする。</p> <p>3 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに川崎市環境影響評価に関する条例第18条第1項の規定により準備書を提出した特定開発事業者のうち、この規則の施行の際現に同条例第19条の規定による公告が行われていない準備書に係るものに係る条例第17条第1項の規定による提出に係る第12条第2項の規定の適用については、同項中「同条例第18条第1項の規定により条例環境影響準備書(以下「準備書」という。)を提出する日までに」とあるのは、「条例の施行の日以後速やかに」とする。</p> <p>4 施行日から起算して90日が経過する日までの間に特定開発事業(川崎市環境影響評価に関する条例第2条第2号の指定開発行為に該当する特定開発事業者を除く。)に着手しようとする特定開発事業者に係る条例第17条第1項の規定による提出に係る第12条第2項の規定の適用については、同項中「当該開発事業に係る工事に着手しようとする90日前までに」とあるのは、「条例の施行の日以後速やかに」とする。</p>

資料6 用語解説

【あ行】

アジア起業家村構想

産業や市場が急速に拡大しているアジアのパワーにより、アジア地域の起業家を中心とするベンチャーの創業と国際的に活動するような企業の立地を図り、川崎における共同研究や産業のコミュニティ（村）を拠点として、世界に貢献する新産業を育てていく構想。

イノベーション

経済や産業などの発展につながる、技術や仕組みの革新。

エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）

石油危機を契機に1979年に制定。内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資するため、工場・事業場等についてのエネルギーの使用の合理化に関する所要の措置等を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。

【か行】

開発事業地球温暖化対策計画書

一定規模以上の開発事業をする際、開発事業地球温暖化対策指針に基づき、提出する計画書。対象となる事業は、開発区域の面積が1ヘクタール以上の開発行為で、新築する1又は2以上の建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超えるものが対象となる。策定事項は、温室効果ガスの排出の抑制等を図るため実施しようとする措置の内容（省エネの推進、再生可能なエネルギー源の導入など）。

活動量

生産量、世帯数、延べ面積など、各部門において排出活動の規模を示すもの。

カーボンオフセット

市民、企業等が、①自らの温室効果ガスの排出量を把握・認識し、②主体的にこれを削減する努力を行うとともに、③削減が困難な部分の排出量について、④他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量等（クレジット）の購入、他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動の実施等により、③の排出量の全部又は一部を埋め合わせること。

カーボン・フットプリント

商品・サービスの原材料調達から廃棄・リサイクルに至るライフサイクル全体を通しての環境負荷を定量的に算定するライフサイクルアセスメント手法を活用し、ライフサイクル全体における温室効果ガス排出量を二酸化炭素に換算し表示することにより、二酸化炭素排出量を見える化したもの。

かわさきコンパクト

グローバルな視野から設定した課題を、川崎の市民・企業・行政等の連携により解決を目指す運動。「ビジネス・コンパクト」と「市民コンパクト」から構成され、それぞれの理念・原則に共鳴する事業者や市民の自発的な参加を募り、多様な主体の協働により様々なプロジェクト、政策提言

等を生み出していくことを目的とする。

環境配慮契約推進方針

2007年11月に環境配慮契約法（国等における温室効果ガス等の排出削減に配慮した契約の推進に関する法律）が施行され、地方公共団体等においては、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する方針を策定し、その方針に基づき排出の削減に配慮した契約を推進することが努力義務として規定されたことから、本市では、2010年4月に環境配慮契約推進方針を策定し、環境に配慮した契約を推進している。方針では、環境配慮契約の推進に関する基本的な考え方や重点的に配慮すべき契約（電力の契約、自動屋の購入、省エネルギー改修事業、建築物に関する契約）などを規定している。

京都議定書

気候変動枠組条約の目的を達成するため気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）で採択された議定書。先進国等に対し、温室効果ガスを1990年比で、2008年から2012年に一定数値（日本6%、米7%、EU8%）を削減することを義務づけている。また、削減を達成するための京都メカニズム等を導入。2005年2月16日に発効。日本は2002年6月4日に締結。現在190か国・地域が締結（2009年7月現在）。

京都議定書目標達成計画

地球温暖化対策の推進に関する法律第8条に基づき、2005年4月に閣議決定され、2008年3月に改訂された。京都議定書による日本の6%削減約束を達成するために必要な対策・施策を盛り込んだ計画。

京都メカニズム

海外で実施した温室効果ガスの排出量削減等を自国の排出削減約束に換算できるとしたものの。先進国間で実施した温室効果ガスの排出削減又は吸収増進の事業により生じた排出削減単位（ERU）を関係国間で移転又は獲得することを認めた「共同実施」、先進国と途上国が共同し途上国で実施した温室効果ガスの排出削減事業において、削減分の一部を先進国から生じたものとして認証された排出削減量を獲得することを認めた「クリーン開発メカニズム」、削減目標が設定されている先進国間で排出量の一部の移転又は獲得を認めた「排出量取引」の3つを導入した。

グリーン電力証書

グリーン電力証書制度は、風力・太陽光・バイオマス等の再生可能エネルギーを変換して得られる電力（いわゆる「グリーン電力」）の導入を促進することを目的として、民間事業者等の自主的な取組により開始された。この制度では、グリーン電力の購入を希望する電力需要家は、電気を生成する際の二酸化炭素排出がない等の価値に対して一定のプレミアムを支払うことにより証書等の形で保有し、その事実を広く社会に向けて公表することができる。

グリーン購入推進方針

2001年4月から「国等による環境物品等の調達に関する法律（以下、「グリーン購入法」という。）」が施行され、地方自治体においては、環境物品等の調達目標値等を設定した調達方針を年度ごとに策定し、その方針に基づきグリーン購入を推進することが努力義務として規定されたことから、本市では、2002年7月に「川崎市グリーン購入推進方針」を策定し、グリーン購入の一層の推進に向けた取組を行っている。

建築物環境配慮制度

建築物について、建築主に環境への配慮を促し、環境への負荷の低減を図ることなどを目的とした制度。

国連環境計画（UNEP）

1972年にストックホルムで開催された国連人間環境会議の結果として設立された国連機関で、本部はケニアのナイロビ。国連諸機関が行っている環境に関する諸活動の総合的調整管理及び国連諸機関が着手していない環境問題に対する国際協力の推進を目的としている。

国連気候変動枠組条約

大気中の温室効果ガスの増大が地球を温暖化し自然の生態系等に悪影響を及ぼすおそれがあることを背景に、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを目的として、1992年の地球サミット（UNCED、リオ・デ・ジャネイロ）で署名のため開放された条約。1994年に発効。現在、日本を含む194か国・地域が締結（2009年7月現在）。

コペンハーゲン合意

2009年12月にデンマーク・コペンハーゲンで開催された気候変動枠組条約第15回締約国会議（COP15）にてまとめられ、留意する決定を採択されたもの。産業化以前からの気温上昇を2℃以内に抑えること、気候変動枠組条約附属書I国は2020年の削減目標を提出することなどが盛り込まれている。

【さ行】

再生可能エネルギー源

再生可能エネルギー源は、川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例施行規則第3条規定される、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー源の有効な利用の促進に関する法律施行令第4条各号に掲げるもの（太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱（前二号に掲げるものを除く。）、バイオマス（同職部に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（法第二条第二項に規定する化石燃料を除く。）をいう。）。

本計画においては、原則的に再生可能エネルギー源と表記しているが、建築物環境配慮制度に関する記述については自然エネルギーと表記している。

事業活動地球温暖化対策計画書

温室効果ガスの排出量が、相当程度多い事業者が、提出する計画書。対象事業者は、①市内に設置しているすべての事業所における原油換算のエネルギー使用量の前年度の合計が1,500kl以上の事業者（フランチャイズチェーンは、市内における本部及び加盟店を合算する。）、②市内の事業活動に伴う自動車の使用台数が100台以上の事業者、③市内に設置している全ての事業所における温室効果ガス（二酸化炭素については、エネルギーの使用に伴うものを除く。）の種類ごとの排出の量の前年度における合計が二酸化炭素の量に換算して3,000t以上の事業者となっている。策定事項は、温室効果ガスの排出の量、その削減目標及び当該目標を達成するための措置。

次世代自動車

ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーン

ディーゼル車、CNG 自動などのこと。

自然エネルギー

自然エネルギーは、建築物環境配慮指針（川崎市告示第 69 号、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第 127 条の 3 による）で、建築物の環境配慮事項に規定されるもの。

本計画においては、原則的に再生可能エネルギー源と表記しているが、建築物環境配慮制度に関する記述については自然エネルギーと表記している。

市民共同発電所

市民・事業者などで構成される「かわさき地球温暖化対策推進協議会」と NPO 法人アクト川崎が中心となり、財団法人広域関東圏産業活性化センターからの助成金や市民・事業者から集めた募金によって川崎市国際交流センターに設置した太陽光発電施設（出力 7.25 kW）。

森林吸収源

京都議定書において、基準年以降の新規植林・再植林・森林減少による二酸化炭素の吸収・排出量の計上が義務づけられたほか（京都議定書第 3 条 3 項）、土地利用変化や林業等の追加的人為活動による吸収量を算入することができることとされた（同第 3 条 4 項）。森林吸収量として算入できる上限が国ごとに定められ、日本については、基準年の総排出量（12 億 6,100 万二酸化炭素トン）の 3.8% に相当する 1,300 万炭素トン（4,767 万二酸化炭素トン、第 1 約束期間の年平均値）が認められた。

スマートグリッド

再生可能エネルギー等の分散型電源の大規模導入に向けて、従来からの大規模電源と送配電網との一体運用に加え、高速通信ネットワーク技術等を活用し、分散型電源、蓄電池や需要側の情報を統合・活用して、高効率、高品質、高信頼度の電力供給システムの実現を目指す次世代送電網。

スマートメータ

双方向通信機能を備えた電力メータ。

ゼロ・エミッション

ある産業から出るすべての廃棄物を新たに他の分野の原料として活用し、あらゆる廃棄物をゼロにすることを目指す構想。

素材系産業

製造業は素材系産業と非素材（加工組立型）系産業に大別でき、前者の素材系産業とは、鉄鋼、化学、窯業土石（セメント）及び紙パルプの素材物資を生産する産業を指し、エネルギーを比較的に多く消費する産業。一方、後者の非素材系産業とは、それ以外の食品、煙草、繊維、金属、機械、その他の製造業（プラスチック製造業等）を指す。

【た行】

地球温暖化係数（GWP：Global Warming Potential）

二酸化炭素を基準にして、他の温室効果ガスがどれだけ温暖化する能力があるかを表した数字のこと。IPCC 第 2 次評価報告書の値によると（100 年間での計算）、二酸化炭素に比べメタンは 21 倍、一酸化二窒素は 310 倍、フロン類は数百～数万倍温暖化する能力がある。

電力排出原単位

電気の供給1 kWhあたりの二酸化炭素排出量を示したものの。電気事業者ごとに異なる。「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令」に基づく実排出係数と温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令」に基づく調整後排出係数がある。

トップランナー機器

家電機器等において、商品化されている製品のうち最もエネルギー消費効率が優れている機器。「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）」では、省エネ基準をトップランナー機器以上の性能以上に設定し、目標年度において、製造事業者等にその目標を達成することを求めている。

透水性舗装

舗装内の空隙を利用して路面に降った雨水を、そのまま地中に還元する機能をもつ舗装。

【は行】

パッシブデザイン

間取りや窓の位置などを工夫することにより、太陽光や風を建築物内に取り込むデザイン。

フードマイレージ

生産地から食卓までの距離が短い食料を食べた方が輸送に伴う環境への負荷が少ないであろうという仮説を前提として考え出されたもの。具体的には、輸入相手国からの輸入量と距離（国内輸送を含まず）を乗じたもので、この値が大きいほど地球環境への負荷が大きいという考え。日本の「地産地消」という考え方を数量的に裏付けるものと考えられる。

部門説明

・転換部門

石油、天然ガス、石炭などから電力や都市ガス等のエネルギーに変換する部門のこと。「電気事業者」「都市ガス事業者」等が該当する。

・産業部門

製造工程等におけるエネルギー消費により温室効果ガスを排出する部門のこと。製造業、鉱業、建設業、農林水産業が該当する。

・民生部門（家庭系）

家庭生活におけるエネルギー消費により温室効果ガスを排出する部門のこと。

・民生部門（業務系）

サービス関連産業や、公的機関等の活動の他に、「事業所ビル」「百貨店」「各種商品小売業」「その他の卸・小売業」「飲食店」「ホテル・旅館」「学校」「病院・医療施設」「その他」等が該当する。

・運輸部門

輸送機械により温室効果ガスを排出する部門のこと。「自動車（旅客用、貨物用）」「鉄道」「船舶」に区分される。（自家用と業務用の両方を含む。）

・廃棄物部門

家庭や事務所などからの廃棄物の処理に伴い温室効果ガスを排出する部門のこと。

・工業プロセス部門

セメントや生石灰、アンモニアの製造時、石灰石及びドロマイド使用時、アルミニウムの生産時、

その他化学製品を工業的に製造する際など、物理的・化学的プロセスから温室効果ガスを排出する部門のこと。

保水性舗装

舗装体内に保水された水分が蒸発し、水の気化熱により路面温度の上昇を抑制する性能をもつ舗装。

【ま行】

未利用エネルギー

河川水・下水等の温度差エネルギー（夏は大気よりも冷たく、冬は大気よりも暖かい水）や、工場等の排熱といった、今まで利用されていなかったエネルギーの総称。

モーダルシフト

鉄道・内航海運等のより環境負荷の小さい輸送モードの活用により、二酸化炭素排出量削減等の環境負荷軽減を図る対策の総称。

【数字・アルファベット】

BEMS (Building and Energy Management System)

ビルの室内環境・エネルギー使用量を把握し、機器や設備等の運転管理を行うことで、ビル全体のエネルギーコストを削減しようとするもの。計測・計量装置・制御装置・データ保存・分析・診断装置などで構成される。

ESCO 事業

省エネルギー改修にかかる費用を光熱水費の削減分で賄う事業。事業者は省エネルギー効果の保証等により顧客の省エネルギー効果（メリット）の一部を報酬として受取る。

HEMS (Home Energy Management System)

I C T 技術の活用により人に代わって家電機器等（エアコン、冷蔵庫等）の最適運転や、エネルギーの使用状況のリアルタイム表示等、家庭におけるエネルギー需要のマネジメント（省エネ行動）を支援するもの。

I C T (Information and Communications Technology)

欧州や中南米、アジアの各国及び各種国際機関において、情報通信技術として広く定着している言葉。情報通信におけるコミュニケーションの重要性をより一層明確化するために、u-Japan 構想（総務省で 2004 年に発表され、ユビキタスネット社会の実現を目標としたもの）において「I C T」が使用されている。

IPCC (Intergovernmental Panel on Climate Change)

人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988 年に世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）により設立（条例想定質問）。IPCC 総会の下に、第 1 作業部会（科学的根拠）、第 2 作業部会（影響・適用・脆弱性）、第 3 作業部会（緩和策）、温室効果ガス目録に関するタスクフォースがあり、最新の科学的知見の評価を行っている。

環境と経済の調和と好循環による低炭素社会の実現をめざして

川崎市地球温暖化対策推進基本計画

2010年10月1日発行

発行 川崎市

編集 環境局地球環境推進室

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話：044-200-2405

FAX：044-200-3921

Eメール：30titan@city.kawasaki.jp



エコちゃんず

頭の上に葉っぱの「ろじいちゃん」(エコロジー)。

頭の上にお財布の「のみいちゃん」(エコノミー)。

二人が手をつなぎ、環境と経済の好循環を表しています。

